

令和7年度

沖縄県食品衛生監視指導計画
(案)



沖縄県

保健医療介護部 薬務生活衛生課

目 次

第 1 趣旨	1
第 2 適用範囲	1
1 範囲	
2 実施期間	
3 根拠法令	
第 3 実施体制等	1
1 監視指導の担当区域	
2 試験検査の体制と役割	
3 試験検査の信頼性の確保	
4 関係行政機関との連携	
第 4 重点監視指導事項	4
1 食中毒予防対策	
2 H A C C Pに沿った衛生管理の普及促進	
3 食肉、食鳥肉、生食用食肉取扱施設及び野生鳥獣肉処理施設の衛生対策	
4 食品表示対策	
5 機能性表示食品届出者等に係る食品衛生法施行規則改正に伴う対応	
第 5 一般的な監視指導事項	6
1 監視指導項目	
2 立入検査等	
3 収去検査	
4 食品表示監視	
第 6 違反を発見した場合の対応	9
1 立入検査時	
2 収去検査の結果	
3 公表	
第 7 一斉取締りの実施	10
第 8 食中毒等健康被害発生時の対応	11
1 食中毒発生時の対応	
2 公表及び情報提供	
3 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応	
第 9 食品等事業者自らが実施する衛生管理の促進	11
1 衛生管理体制の整備	
2 自主衛生管理の促進	
第 10 情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施	12
1 本計画の公表	
2 情報提供及び意見交換	
第 11 食品衛生に係る人材育成・資質向上	12
1 県の各機関の職員	
2 食品関係者	
3 関係団体に属する指導員等	
別表 1 重点監視施設	
別表 2 重要度ランク分けによる監視目標数	
別表 3 令和7年度食品等の収去検査計画	

令和7年度沖縄県食品衛生監視指導計画

第1 趣旨

沖縄県における食品の安全性を確保するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第24条に基づき沖縄県食品衛生監視指導計画（以下「本計画」という）を策定し、食品衛生の監視指導を計画的かつ効果的に実施する。

第2 適用範囲

1 範囲

那覇市を除く沖縄県内全域を対象とする。

2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

3 根拠法令

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- (2) と畜場法（昭和28年法律第114号）
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
（以下「食鳥処理法」という）
- (4) 食品表示法（平成25年法律第70号）
- (5) 食品衛生法施行条例（平成12年条例第25号）
- (6) 食品衛生法施行細則（昭和47年規則第44号）

第3 実施体制等

1 監視指導の担当区域

食品衛生法に基づく監視指導は、北部保健所、中部保健所、南部保健所、宮古保健所、八重山保健所（以下「各保健所」という）、中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所（以下「各食肉衛生検査所」という）が行う。ただし、大型飲食店、広域流通食品を製造加工する施設等、重点的な監視指導が必要な業種として別表1に定めた施設（以下「重点監視施設」という）については、中部保健所食品衛生広域監視班が監視指導を行う（宮古、八重山地区は除く）。各食肉衛生検査所は、と畜場、食鳥処理場及びこれらの附属施設について監視指導を行う（久米島町・宮古・八重山地区は除く）。（表1）

と畜場法及び食鳥処理法に基づく監視指導は、各食肉衛生検査所が行う。ただし、久米島町においては南部保健所が、宮古地区においては宮古保健所が、八重山地区においては八重山保健所が行う。

本計画に基づいて各保健所及び各食肉衛生検査所が収去した検体については、県内3保健所（中部、宮古及び八重山）、衛生環境研究所及び各食肉衛生検査所の食品衛生検査施設（以下「各食品衛生検査施設」という）において試験検査を実施する。

食品表示法に基づく監視指導は、各保健所が行う。

1 表1 食品衛生法に基づく監視指導の担当区域

担当機関	担当班	担当区域	施設種類
北部保健所	生活環境班	名護市、国頭郡（宜野座村、恩納村及び金武町を除く）、島尻郡伊平屋及び伊是名村	重点監視施設以外の施設のうち、と畜場、食鳥処理場及びこれらに附属する食肉処理業を除く施設
中部保健所	生活衛生班	うるま市、沖縄市、宜野湾市、国頭郡宜野座村、恩納村及び金武町、中頭郡（西原町を除く）	
南部保健所	生活衛生班	浦添市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村及び北大東村 豊見城市、南城市、糸満市、中頭郡西原町、島尻郡八重瀬町、与那原町及び南風原町	
		島尻郡久米島町	重点監視施設以外の施設
中部保健所	食品衛生広域監視班	北部、中部及び南部保健所の担当区域	重点監視施設（別表1）
宮古保健所	生活環境班	宮古島市、宮古郡	全ての施設
八重山保健所	生活環境班	石垣市、八重山郡	
中央食肉衛生検査所		宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、中頭郡、島尻郡（伊平屋村、伊是名村及び久米島町を除く）	と畜場、食鳥処理場及びこれらに附属する食肉処理施設
北部食肉衛生検査所		名護市、国頭郡、島尻郡伊平屋村及び伊是名村	

2

3 2 試験検査の体制と役割

4 各食品衛生検査施設は適切かつ迅速に試験検査を実施できる体制を整備する。その役割は
5 表2のとおりとする。

6 表2 各機関の役割

機 関	担 当 班	役 割
		※1は宮古・八重山保健所のみ ※2は南部保健所のみ ※3は中央食肉衛生検査所のみ ※4は衛生科学班のみ
中部保健所 宮古・八重山保健所	食品衛生広域監視班 生活環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・収去検体の検査 ・拭き取り検査 ・規格基準違反（疑）、苦情食品の検査 ・食中毒（疑）に係る検体の検査 ・と畜検査に係る精密検査※1 ・と畜場の外部検証に係る検査※1
北部保健所 中部・南部保健所	生活環境班 生活衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・拭き取りの簡易検査 ・規格基準違反（疑）、苦情食品の簡易検査 ・と畜検査に係る精密検査※2 ・と畜場の外部検証に係る検査※2
北部・中央 食肉衛生検査所		<ul style="list-style-type: none"> ・と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査 ・収去検体の検査 ・と畜場、食鳥処理場の外部検証に係る検査 ・TSE スクリーニング検査※3
衛生環境研究所	衛生科学班 感染症研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・収去検体の検査※4 ・規格基準違反（疑）、苦情食品の検査※4 ・食中毒（疑）に係る検体の検査

1 3 試験検査の信頼性の確保

2 全ての機関において、検査の信頼性を確保するため、施設設備及び機械器具の管理等について、薬務生活衛生課の信頼性確保部門による内部点検を定期的に実施する。

3 また、中部保健所、中央食肉衛生検査所及び衛生環境研究所の3機関は、第三者機関による外部精度管理に参加し、信頼性の確保及び技術向上を図る。

4 関係行政機関との連携

(1) 厚生労働省、消費者庁及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）との連携

広域流通食品及び輸入食品の監視指導時、規格基準等違反食品を発見した時、食中毒事件及び重大事故が発生するなどした時は、必要に応じ、厚生労働省、消費者庁及び都道府県等と緊密な連絡や連携体制を確保し、対応を図ることとする。

特に、広域食中毒事案に対しては、厚生労働省（九州厚生局）が開催する広域連携協議会を活用して、厚生労働省及び他の都道府県との情報共有等を図り、円滑で迅速な連携及び協力を図る。

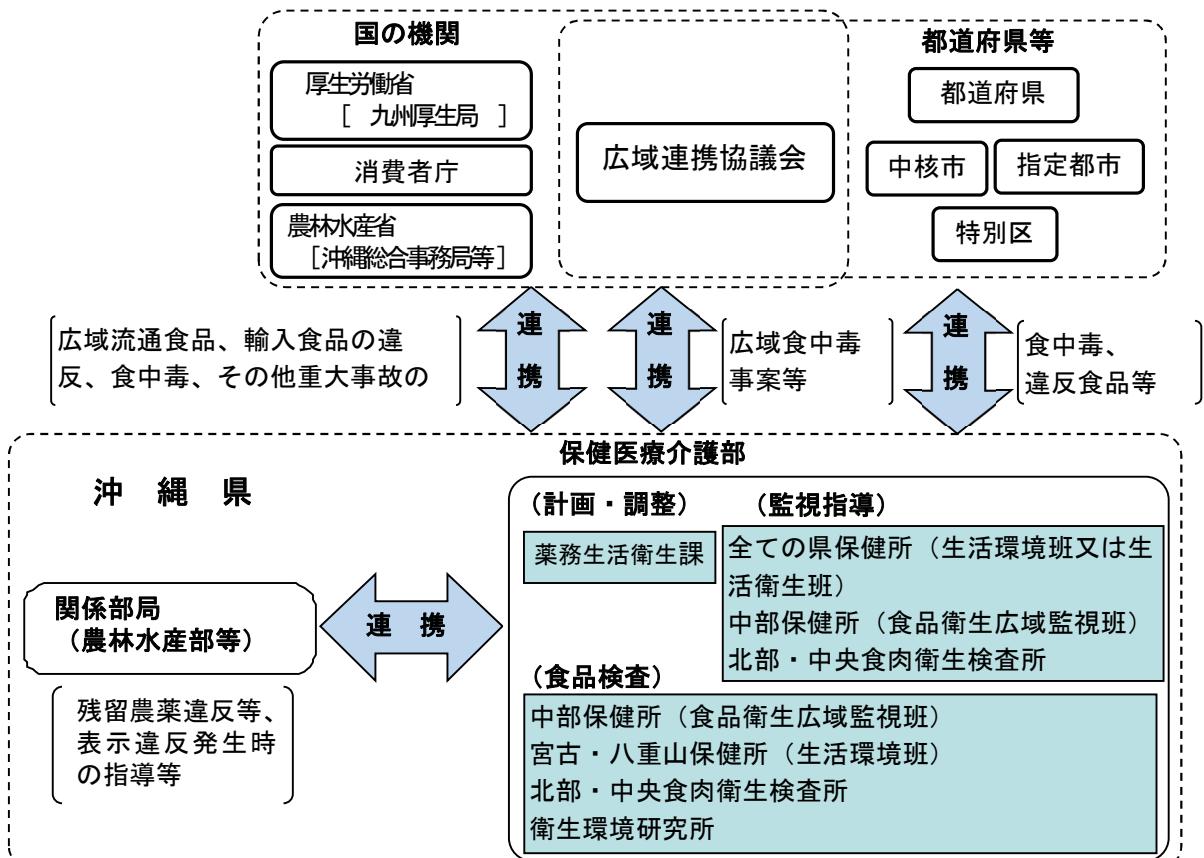
(2) 那覇市との連携

食品衛生法に係る監視指導、食品表示法に基づく食品表示の適正化に係る業務を効率的かつ的確に実施するため、中核市である那覇市と担当者会議の定期的な開催等により緊密な連携協力を図る。

(3) 農林水産部局等との連携

農水産物の生産段階の安全性を確保するため、農林水産部局等との情報共有を行うとともに、食品の表示基準、農薬、動物用医薬品等に関する規制の違反が判明し、又は疑われた場合は、関係部局に速やかに情報を提供するなど、緊密な連携を図る。

図 1 連携体制



1 第4 重点監視指導事項

3 地域性や過去の食中毒、規格基準等違反食品の発生状況等を勘案し、次の事項について、
4 重点的に取り組む。

6 1 食中毒予防対策

7 (1) 過去3年間の県内及び全国の食中毒発生状況（表3）を踏まえ、カンピロバクター及び動物性自然毒（主にシガテラ）による食中毒の発生防止に重点をおいた消費者への普及啓発、飲食店等の監視指導を行う。カンピロバクター食中毒については、飲食店で提供された生又は加熱不十分な鶏肉（内臓を含む。）を原因とする事件が多数を占める。特に肝臓（レバー）については、肝臓内部にカンピロバクターが存在していることがあるため、食中毒の発生防止には、中心部まで適切に加熱する必要がある。これらについて、パンフレット、ポスター等の配布により、周知するとともに監視指導を徹底する。

シガテラについては、個人で釣った魚を喫食したことによる家庭内の事例も発生していることから、食品等事業者のみならず、県民全体に対し、シガテラ毒魚の知識普及や注意喚起を行う。

18 表3 過去3年間の食中毒発生状況

		令和6年	令和5年	令和4年
位	県内	カンピロバクター属菌 (8件)	カンピロバクター属菌 (20件)	カンピロバクター属菌 (9件)
	全国	寄生虫（アニサキス） (246件)	寄生虫（アニサキス） (432件)	寄生虫（アニサキス） (570件)
位	県内	動物性自然毒（4件）	寄生虫（アニサキス） (3件)	動物性自然毒（3件） サルモネラ属菌（3件）
	全国	ノロウイルス (217件)	カンピロバクター属菌 (211件)	カンピロバクター属菌 (182件)
位	県内	サルモネラ属菌（2件） ウエルシュ菌（2件） ノロウイルス（2件）	サルモネラ属菌（2件）	寄生虫（アニサキス） (2件)
	全国	カンピロバクター属菌 (164件)	ノロウイルス（163件）	ノロウイルス（59件）

19 「※令和6年の全国の食中毒事件数は速報値」

20 (2) 令和6年は、ホテルのランチビュッフェで提供された食事を原因とする食中毒が2件
21 発生した。広域又は大規模な健康被害の発生を防止するため、大型飲食店や広域流通食品
22 を製造加工する施設等を重点監視施設（別表1）とし、一般的衛生管理の実施状況を
23 確認・指導するとともに、必要に応じ、危害分析とその発生防止措置の実施状況を確認
24 する等、重点的な監視指導を行う。

1

2 2 H A C C P に沿った衛生管理の普及促進

3 営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加
4 え、H A C C P に沿った衛生管理を適切に実施できるよう主に次の取り組みを行う。

5 (1) 食品等事業者に対し、引き続き、通常の監視業務や衛生講習会等のあらゆる機会に、
6 H A C C P に沿った衛生管理の制度化について周知を行う。また、H A C C P 導入及び
7 適切な運用について、業種や業態規模などに応じた助言指導を行う。

8 (2) と畜場及び食鳥処理場の設置者等に対して、H A C C P に沿った衛生管理を推進する
9 ため、積極的な助言指導を行う。

10 (3) 農林水産部及び商工労働部等の県内関係部、那覇市あるいは沖縄総合事務局等の行政
11 機関、及び一般社団法人沖縄県食品衛生協会（以下「沖縄県食品衛生協会」という）等の
12 関係団体と連携して事業者のH A C C P 導入支援に取り組む。

13 3 食肉、食鳥肉、生食用食肉取扱施設及び野生鳥獣肉処理施設の衛生対策

14 (1) 県内及び全国でカンピロバクターによる食中毒が多発していること、また、腸管出血
15 性大腸菌による重症事例の発生を防止する観点から、と畜場、食鳥処理場、食肉処理業、
16 食肉販売業、飲食店及び消費者に対し、食肉、食鳥肉の衛生的な取扱いの徹底、肉の生
17 食の危険性、十分な加熱の徹底等についての指導及び啓発を行う。

18 (2) 生食用食肉を取扱う施設を対象に、規格基準が遵守されるよう監視指導を行うとともに
19 に、牛肝臓、豚肉及び豚の内臓については、生食用として販売・提供されることはないと
20 よう監視指導を行う。

21 (3) 飲食店営業及び食肉処理業等で野生鳥獣肉を取扱う営業者に対して、「野生鳥獣肉の
22 衛生管理に関する指針（ガイドライン）について（最終改正 令和5年6月26日付生食
23 発0626第2号）」に沿って安全性が確認されたものを適かつ衛生的に処理又は調理加
24 工するよう監視指導を行うとともにH A C C P に沿った衛生管理の導入を指導する。特
25 に、営業者に対して、野生鳥獣肉を解体する上で食肉処理業が必要であること及び野生
26 鳥獣の枝肉等を仕入れる場合は、食肉処理業の許可を受けた施設で処理されたものを仕
27 入れることをあらためて周知する。

28 4 食品表示対策

29 県内に流通する食品について、必要に応じて関係機関と連携し、食品表示の適正化を図る。
30 関係機関は表4のとおり。

1 表4 食品表示関係機関

担当法律	部署名	課・班名
食品表示法【品質事項】 (一括表示、名称、原材料等) JAS法	農林水産部	流通・加工推進課 畜産課 水産課
食品表示法【衛生事項】 (アレルゲン、添加物、保存方法、賞味期限等) 食品衛生法	保健医療介護部 北部保健所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 八重山保健所 那覇市保健所	薬務生活衛生課 生活環境班 生活衛生班 生活衛生班 生活環境班 生活環境班 生活衛生課
食品表示法【保健事項】 (栄養成分表示等) 健康増進法	保健医療介護部 北部保健所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 八重山保健所 那覇市保健所	健康長寿課 健康推進班 健康推進班 健康推進班 健康推進班 健康推進班 健康増進課
景品表示法	生活福祉部	生活安全安心課
計量法	生活福祉部	計量検定所
医薬品、医療機器法	保健医療介護部	薬務生活衛生課
食品表示法 JAS法	沖縄総合事務局農林水産部	消費・安全課 (食品表示 110 番)

2

3

4 5 機能性表示食品届出者等に係る食品衛生法施行規則改正に伴う対応

機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供をより実効的なものとするため、令和6年9月1日から、食品衛生法施行規則第66条の2第4項各号に掲げる、衛生管理計画を「必要に応じて」作成することとされている営業者を含む、すべての機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者（以下これらをまとめて「届出者等」という。）について、健康被害に関する情報収集と情報提供の義務に係る衛生管理計画を作成し、遵守することが義務付けられた。これを踏まえて、管内の届出者等について、衛生管理計画の作成の状況を確認し、指導助言を行う。

12

13

14 第5 一般的な監視指導事項

15

1 1 監視指導項目

2 (1) 飲食店等の営業施設及び集団給食施設

3 食品衛生法、食品表示法及び食品衛生法施行条例に基づいて、下表の各基準等を遵守するよう指導する。

根拠法令	基準の種類
	営業施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する基準
食品衛生法	成分規格
	食品、添加物等の規格基準等
	製造基準・加工基準・調理基準
	保存基準
	使用基準
食品表示法	食品表示基準
食品衛生法施行条例	営業の施設についての基準（施設基準）

6 (2) と畜場

7 と畜場法に基づいて各基準を遵守するよう指導する。

根拠法令	基準の種類
	構造設備基準
と畜場法	と畜場の設置者等の講すべき衛生保持事項
	と畜業者の講すべき衛生措置事項

9 (3) 食鳥処理場

10 食鳥処理法に基づいて各基準を遵守するように指導する。

根拠法令	基準の種類
食鳥処理法	構造設備基準 食鳥処理業者の講すべき衛生管理措置事項

12 2 立入検査等

13 施設の監視指導は、食品等の製造・販売等の実態、食中毒等の危害の発生状況及び施設の
14 自主衛生管理の状況を考慮して、各保健所及び各食肉衛生検査所において年間監視回数を定
15 め、計画的に立入検査等を実施する。

16 (1) 食品営業施設の年間監視回数

17 食品営業施設の標準監視回数は、業種ごとに危害の発生状況、製造・販売される食品の

1 流通の広域性、製造技術の特殊性、事業の規模等を勘案して分類したランク分け（S～B）
2 に応じて、別表2のとおりとする。

3

4 (2) と畜場及び食鳥処理場への年間監視回数

5 と畜場及び大規模食鳥処理場（稼働時）について、構造設備基準は月1回監視を行い、
6 衛生管理措置事項等の外部検証は次のとおり行う。認定小規模食鳥処理場については、年
7 1回以上の監視を行う。

8 〈外部検証〉

9 ・記録検査：月1回以上

10 ・現場検査：毎日（開場日）

11 ・微生物試験

12 年間処理頭数が千頭以上の畜種（牛・豚・山羊）について年12回以上

13 年間処理頭数が千頭未満の畜種（牛・豚・山羊）について年4回以上

14 鶏について月1回以上

15 表5 と畜場及び食鳥処理場施設数

対象施設	施設数
と畜場	7 (うち1施設休止中)
大規模食鳥処理場	2
認定小規模食鳥処理場	21 (うち9施設休止中)

18 令和7年2月1日現在

19

20 3 収去検査

21 県内で製造又は販売される食品等について試験検査を実施し、大規模食中毒を未然防止す
22 るとともに、不良食品の流通を防止して、食品の安全確保を図る。

23 (1) 主な検査項目

24 (ア) 食品等に関する検査

検査の種類	実施内容
規格基準等検査	・食品の成分規格に規定されている微生物検査や理化学検査 ・加工食品中の保存料、発色剤等の食品添加物検査 ・流通食品の放射性物質検査
残留農薬等検査	・県内に流通する農産物（県内産農産物や輸入農産物）の残留農薬検査 ・畜産物等について、残留動物用医薬品等（動物用医薬品、抗生素質、合成抗菌剤）の検査

食中毒関連調査のための検査	・病原性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌、ノロウイルス等の食中毒起因物質の検査
汚染状況調査等のための検査	・病原性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌、ノロウイルス等の食中毒起因物質の検査

1

2 (イ) 食肉に関する検査

検査の種類	検査対象
と畜検査	食用に供する目的で、と畜場に搬入された獣畜の生体検査、解体前検査、解体後検査を実施し、必要に応じて精密検査（細菌検査、病理検査等）を行い、食用不適の食肉を排除する。
食鳥検査	食用に供する目的で、食鳥処理場に搬入された食鳥の生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査を実施し、必要に応じて精密検査（細菌検査、病理検査等）を行い、食用不適の食鳥肉を排除する。
TSE 検査	TSE に罹患した牛、めん羊及び山羊を発見し、排除するため、と畜場に搬入された牛、めん羊及び山羊について、必要に応じて TSE スクリーニング検査を実施する。

3

4 (2) 施設、設備等の衛生検査

5 食品製造施設、飲食店、と畜場、食鳥処理場における微生物汚染の防止、洗浄消毒の徹6 底を図るため、設備・器具等の拭き取りによる微生物検査を行う。

7

8 (3) 収去検査実施計画

9 令和7年度食品等の収去検査計画は別表3のとおりとする。

10

11 4 食品表示監視

12 販売施設を中心に食品の表示（衛生事項）について、年2,000品目以上点検する。

13

14

15 第6 違反を発見した場合の対応

16

17 1 立入検査時

- 18 ・施設基準や表示基準等に違反している状況を発見した場合は、その場で必要な指導を行19 う。
- 20 ・当該違反が軽微であって、直ちに改善が図れるもの以外の違反については、書面にて改21 善指導を行う。
- 22 ・書面による改善指導を行った場合は改善状況の確認を行い、改善がなされない場合は必23 要に応じ、廃棄命令、改善命令、営業停止命令等の措置を講じる。
- 24 ・悪質な違反については告発を行う。

1
2 2 収去検査の結果

- 3 · 規格基準等違反食品について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、廃棄、回
4 収等の措置及び再発防止の措置を講じさせるとともに、必要に応じ、営業の禁止若しく
5 は停止の措置を行う。
- 6 · 当該違反食品等が沖縄県以外で生産、製造、加工等されていた場合は、速やかに当該都
7 道府県等の食品衛生担当部局に連絡するとともに、必要に応じ、連携して、廃棄、回収
8 等の措置を講じる。
- 9 · 広域流通食品等及び輸入食品等の場合には、関係する都道府県等の食品衛生担当部局、
10 厚生労働省又は消費者庁へ迅速に情報提供し、連携して、違反食品等の流通防止、再発
11 防止等の必要な措置を講じる。
- 12 · 悪質な違反については告発を行う。
- 13 · 違反が発見された場合であって、継続的に当該者の製造、加工等する食品等の検査が必要
14 と判断される場合には、積極的に食品衛生法第26条第1項の命令検査を活用する。

15
16 3 公表

17 食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、食品衛
18 生法又は食品衛生法に基づく処分に違反した者について、「沖縄県食品衛生関係違反事例の
19 公表に関する取扱要領」に基づき公表する。

20
21 第7 一斉取締りの実施

22 高温多湿で、細菌性食中毒が発生しやすくなる夏期及び食品流通量が増加する年末において
23 は、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、表6のとおり一斉監視を行う。

24 また、特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に
25 同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、隨時、厚生労働省及び消費者庁の
26 示す方針を踏まえて、監視指導を実施する。

27 表6 実施内容

一斉監視	主な実施内容
夏期一斉取締り (7月)	<ul style="list-style-type: none">・食品等事業者に対する監視指導の強化・適正な表示の徹底・細菌性食中毒予防対策
年末一斉取締り (12月)	<ul style="list-style-type: none">・市場等の流通拠点における衛生対策の監視指導強化・適正な表示の徹底・ノロウイルスによる食中毒予防対策

表示一斉取締り (5月・10月)	・アレルギー物質、食品添加物等の適正な食品表示の徹底を図る
---------------------	-------------------------------

1

2

3 第8 食中毒等健康被害発生時の対応

4

5 1 食中毒発生時の対応

6 (1) 法令に基づく調査の実施

- 7 ・迅速かつ的確に検査が行えるよう、平常時から体制を整備する。
- 8 ・発生時には、食品衛生法、沖縄県食中毒処理要領に基づき、関係部局と連携をとりながら、迅速かつ的確な対応及び調査を実施する。
- 9 ・初動調査においては、病原微生物のみならず、化学物質等が病因物質である可能性を考慮して調査を実施する。

10 ・再発防止対策に資するため、積極的な汚染源の遡り調査の実施等、原因究明に努める。

11

12 (2) 原因施設の営業者に対する措置

13 必要に応じて、原因施設の営業者に対し、原因食品の回収・廃棄、営業の禁止・停止命令等の措置を講じる。

14

15 2 公表及び情報提供

16 食中毒予防の観点から、食中毒発生状況等について食品等事業者及び住民への情報提供に努めるとともに、健康被害の拡大防止の観点から、必要な情報について、可能な限り速やかに公表する。

17

18 3 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応

19 指定成分等を含む食品や機能性表示食品等による健康被害の情報の届出があった場合は、関係通知に基づき、必要に応じて医療機関や関係自治体等と連携し厚生労働省へ報告を行う。

20 特に、緊急性が高く、広域にわたる被害が懸念される事例で、健康被害の発生機序が直ちに見通し不明な事例の届出があった場合は、速やかに厚生労働省へ報告する。

21

22 第9 食品等事業者自らが実施する衛生管理の促進

23

24 食品等事業者が自らの責任において食品等の安全性を確保するため、自主的な衛生管理の取組みを実施するよう指導する。

25

26 1 衛生管理体制の整備

1 製造、加工、調理等を自主的に管理できるようにするため、営業者に対し、食品衛生責任
2 者、食品衛生管理者などの衛生管理に関する責任者を設置させ、その者の意見の尊重及び施
3 設の衛生管理の向上に努めさせる。

4 また、ふぐを処理する営業者に対しては、ふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を
5 除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者又はその者の立会いの下に他の者にふ
6 グを処理することを徹底させる。

7 8 2 自主衛生管理の促進

9 営業者自らが実施する次に掲げる衛生管理を推進するため、講習会の開催やホームページ
10 等を活用した情報提供及び助言指導を行い、営業者の取組みを支援する。

11 (1) 製造、加工した食品の自主検査及び原材料の安全性確認等の実施。

12 (2) 原材料の搬入時、加工、製造、販売に関する情報の記録、保管、適切な管理。

13 (3) 仕出し屋、弁当屋、旅館、ホテル、大型飲食店等の大量調理施設については、「大量調
14 理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理の実施。

15 (4) 自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、
16 H A C C Pに沿った衛生管理の適切な実施。

17 18 第 10 情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施

19 1 本計画の公表

20 · 本計画の策定に当たっては、広く、県民からの意見を聴取する。

21 · 監視指導の実施状況及び収去検査結果等の概要については、翌年度 6 月末までに薬務生
22 活衛生課のホームページにて公表する。

23 2 情報提供及び意見交換

24 · 食品衛生に関する施策の実施に当たっては、必要に応じて、県民との情報及び意見の交
25 換（リスクコミュニケーション）を行う。

26 · 食中毒多発時には、県民及び食品関係営業者に対し、食品の取扱いその他食品衛生に関
27 する注意喚起を行う。

28 · 家庭における食中毒発生を未然に防止するため、消費者に対して、家庭における食品の
29 購入から喫食までの衛生的な取扱いに関する啓発等を行う。

30 · 有毒魚介類等による食中毒に関する知識の周知に努める。

31 32 第 11 食品衛生に係る人材育成・資質向上

33 1 県の各機関の職員

- 1 ・食品衛生監視員が食中毒等発生時に迅速な対応ができるよう、衛生環境研究所にて保健
2 所等技術研修を実施する。
- 3 ・初めて食品衛生監視員としての業務に従事する職員に対して、食品衛生業務に関する研
4 修を実施する。
- 5 ・検査担当職員（食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員）の検査技術の向上及び知
6 識の習得のため、国等が実施する研修会等に参加させる。
- 7 ・各食品衛生検査施設における業務管理（G L P）を徹底し、検査の信頼性を確保するた
8 め、精度管理、内部点検、G L P研修を実施する。
- 9 ・H A C C Pの手法による衛生管理を推進するため、同手法を指導、助言する食品衛生監
10 視員の養成講習会等に参加させる。
- 11 ・食品衛生に関連する調査研究に取り組みその結果を監視指導等に還元する。

12 **2 食品関係者**

- 13 ・食品営業者、従事者及び集団給食施設の調理従事者に対し、食品衛生講習会を開催し、
14 食品衛生に関する最新の情報、知見等を提供する。なお、本講習会は食品衛生責任者実
15 務講習会を兼ねるものとし、食品衛生責任者に対し、新たな知識を取り入れる機会とし
16 て積極的に受講するよう働きかける。講習会は、地域の実情にあわせて開催するものと
17 し、保健所において月1回以上開催する。
- 18 ・食品衛生法に規定された食品衛生管理者、と畜場法に規定された衛生管理責任者及び作
19 業衛生責任者並びに食鳥処理法に規定された食鳥処理衛生管理者に対して、必要に応じ、
20 講習会の開催及び情報提供を行う。
- 21 ・県は、沖縄県食品衛生協会が実施する食品衛生責任者の養成講習会及び実務講習会等へ
22 講師を派遣する。
- 23 ・県は、沖縄県食品衛生協会が実施するふぐ処理者並びにふぐ取扱者の有資格者講習会へ
24 講師を派遣する。

25 **3 関係団体に属する指導員等**

- 26 ・各保健所の食品衛生監視員は、沖縄県食品衛生協会の食品衛生指導員と連携しつつ、自
27 主衛生管理向上のための巡回指導等の活動に対し助言を行う。
- 28 ・県は、沖縄県食品衛生協会が実施する研修会等に講師を派遣する。

重点監視施設

営業の種類		条件	施設数					
			北部	中部	南部	宮古	八重山	合計
食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に掲げる営業	飲食店営業	同一メニュー1回あたり300食以上又は1日あたり750食以上を提供する施設(ただし、ファストフード店及び許可条件付き施設を除く。)	24	71	57	6	4	162
	菓子製造業	1日2,000食以上を製造する施設、広域流通食品を製造する施設又は大型量販店若しくは集団給食施設へ提供する施設	15	43	61	5	3	127
	アイスクリーム類製造業	ソフトクリームフリーザーのみを除く	12	12	12	13	21	70
	乳処理業	すべての施設	2	0	4	0	5	11
	特別牛乳搾取処理業	すべての施設	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	すべての施設	4	5	12	4	12	37
	集乳業	すべての施設	0	0	0	0	0	0
	食肉処理業	と畜場及び食鳥処理場の附属施設を除く	8	5	4	0	16	33
	食肉製品製造業	すべての施設	6	14	15	2	6	43
	魚介類販売業	1日750食以上の生食用鮮魚介類を提供する施設又は1日750食以上の魚介類の加工品を製造する施設	1	1	5	0	0	7
	魚介類競り売り営業	すべての施設	3	9	8	1	2	23
	(旧)魚肉練り製品製造業	すべての施設	3	1	5	1	2	12
	(旧)食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品を製造する施設	0	9	13	0	0	22
	食品の放射線照射業	すべての施設	0	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	水道水を原水とするミネラルウォーター類を製造する施設を除く。	38	25	47	24	23	157
	(旧)乳酸菌飲料製造業	すべての施設	0	1	1	0	0	2
	氷雪製造業	重点的に監視する必要があると認める施設	0	3	2	0	0	5
	食用油脂製造業	すべての施設	1	2	4	1	1	9
	(旧)みそ製造業	広域流通食品を製造する施設	0	2	0	0	0	2
	(旧)ソース類製造業	広域流通食品を製造する施設	0	3	2	0	0	5
	漬物製造業	広域流通食品を製造する施設	0	3	3	0	0	6
	豆腐製造業	広域流通食品を製造する施設又は大型量販店若しくは集団給食施設へ提供する施設	2	4	7	0	1	14
	納豆製造業	すべての施設	0	0	1	0	0	1
	麺類製造業	1日750食以上を製造する施設、広域流通食品を製造する施設又は大型量販店若しくは集団給食施設へ提供する施設	4	12	20	3	0	39
	そうざい製造業	同一メニュー1回300食以上、1日750食以上、広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品を製造する施設	10	53	58	4	6	131
	(旧)缶詰又は瓶詰食品製造業	広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品を製造する施設	2	1	3	0	0	6
	添加物製造業	すべての施設	3	6	3	0	0	12
	みそ又はしょうゆ製造業	広域流通食品を製造する施設	0	0	2	0	0	2
	水産製品製造業	広域流通食品又は魚肉練り製品を製造する施設	4	2	16	4	9	35
	冷凍食品製造業	すべての施設	0	5	5	0	1	11
	密封包装食品製造業	広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品を製造する施設	8	5	12	1	3	29
	液卵製造業	すべての施設	0	2	3	0	0	5
	複合型そうざい製造業	すべての施設	0	0	1	0	0	1
	複合型冷凍食品製造業	すべての施設	0	0	0	0	0	0
食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に掲げる営業以外の営業	集団給食施設	同一メニュー1回300食以上又は1日750食以上を提供する施設又は学校給食	12	15	13	5	0	45
	食料品製造業	生食用製品(1日750食以上製造する施設に限る)、又は広域流通食品を製造する施設のうち重点的に監視する必要があると認める施設	5	2	6	0	0	13
生肉取扱い施設		生食用食肉として販売される牛の食肉(内臓を除く)の加工を行う施設	0	0	1	0	0	1
野生獣肉処理施設		シカ、イノシシを処理する施設	0	0	0	0	7	7
計			167	316	406	74	122	1085

広域流通食品：全国規模の広域流通を前提にして、工場形態で製造されている食品等。

大型量販店：県内に50店舗以上展開するスーパー等を指す。

(旧)：改正食品衛生法施行では廃止された種類だが、継続施設数を記載している。

重要度ランク分けによる監視目標数

ランク	標準監視回数	該当業種等	施設数	標準監視件数	監視目標数	備考
S 1回以上／年	1	過去1年間に食品衛生法違反により行政処分あるいは文書による行政指導をうけた営業施設	9	9	40	※北部・中部・南部保健所管内の重点監視施設については、広域監視班が対応
	2	Aランクの項目に二つ以上該当する施設	3	3		※北部・中部・南部保健所管内の重点監視施設については、広域監視班が対応
	3	食肉処理業のうち、と畜場及び食鳥処理場に附属する施設	22	22		
	4	機能性表示食品の届出施設及び特定保健用食品許可施設	6	6		※北部・中部・南部保健所管内の重点監視施設については、広域監視班が対応
A 0.5回以上／年	1	過去1年間に苦情や食中毒疑いが発生した施設(食中毒の危害除去が不十分な施設に限る)	0	0	538	
	2	広域流通食品又は大量の食品を調理・製造する施設	615	318		※重点監視施設
	3	重点的食中毒対策施設に該当する施設	52	26		飲食店営業のうち、カンピロバクターによる食中毒の発生の恐れがある施設 (過去にカンピロバクター食中毒疑いで調査した施設)
	4	ふぐ処理施設	20	10		
	5	輸出認定施設	5	3		※北部・中部・南部保健所管内の重点監視施設については、広域監視班が対応
	6	上記以外で重点監視を必要とする営業又は施設	383	192		※重点監視施設
B 0.2回以上／年	1	Sランク及びAランクに該当しない営業許可施設	-	5,800	6,500	
	2	営業届出施設等	-	700		
					7,078	

別表3

令和7年度食品等の収去検査計画

	収去予定品目数 (1)	収去予定期検体数 (2)	検査項目実施数 (3)	試験した場所				試験の内容										その他 (17)	
				管下の機関で試験したもの				微生物学的検査			理化学的検査								
				保健所 (4)	衛生環境研究 検査 (5)	中央肉衛生所 (6)	北部肉衛生所 (7)	細菌 (8)	ウイルス (9)	その他 (10)	残農 (11)	留葉 (12)	食添加物 (13)	残留動物用医薬品 (14)	アギ物 (15)	ル一質 (16)	遺伝子組換え食品 (17)		
魚介類	5	5	8	0	2	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0		
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	6	6	12	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0		
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	2	2	4	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
	凍結直前未加熱の加熱後 摂取冷凍食品	2	2	4	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く。)	20	20	36	10	10	0	0	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0		
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	528	528	696	16	12	364	136	12	0	0	0	12	384	0	0	118	0		
乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーブリングを含む。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
アイスクリーム類・氷菓	14	14	28	14	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	18	18	54	18	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	27	27	3,762	6	21	0	0	6	0	0	15	0	0	0	0	6	0		
菓子類	27	27	81	27	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
清涼飲料水	25	25	45	15	10	0	0	15	0	0	0	10	0	0	0	0	0		
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
氷雪	10	10	20	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他他の食品	324	324	966	321	2	1	0	321	0	0	0	0	1	0	0	2	0		
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
おもちや	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
牛乳類	10	10	56	9	0	1	0	9	0	0	0	0	1	0	0	9	0		
計	1,018	1,018	5,772	456	57	369	136	452	0	0	15	32	389	0	0	137	0		